

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月31日
【報告者の氏名又は名称】	合同会社Launchpad12
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-3505-0579
【事務連絡者氏名】	NKリレーションズ株式会社 取締役 山元 雄太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	合同会社Launchpad12 (東京都港区麻布十番一丁目10番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、合同会社Launchpad12をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジーンテクノサイエンスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社ジーンテクノサイエンス

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式(以下「対象者株式」といいます。)

② 新株予約権

イ 平成18年11月15日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)

ロ 平成25年2月28日開催の対象者取締役会の決議及び平成25年4月26日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)

ハ 平成26年3月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)

ニ 平成27年8月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第4回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。)

③ 平成25年2月28日開催の対象者取締役会の決議及び平成25年4月26日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき発行された第1回転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)

(3) 【公開買付期間】

平成28年4月15日(金曜日)から平成28年5月30日(月曜日)まで(28営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年5月31日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,801,631(株)	1,801,631(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	1,801,631	1,801,631
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	26,179
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	280
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	10
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(g)	25,001
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)(\%)$	58.38

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成28年2月10日に提出した第16期第3四半期報告書(以下「対象者第16期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成27年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(2,885,442株)に、(i)対象者が平成27年6月26日付で提出した第15期有価証券報告書(以下「対象者第15期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成27年3月31日現在の第1回新株予約権(440個、目的となる株式数44,000株)、第2回新株予約権(80個、目的となる株式数847,440株)及び第3回新株予約権(118個、目的となる株式数11,800株)(平成27年4月1日から平成28年4月14日までに行使又は失効した新株予約権(対象者によれば、第1回新株予約権120個及び第2回新株予約権24個とのことです。))を除きます。)の目的となる対象者株式の数(637,008株)並びに対象者が平成27年11月12日付で提出した第16期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の第4回新株予約権(82個)の目的となる株式の数(8,200株)の合計数(645,208株)、(ii)対象者第15期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(31個、目的となる株式数410,487株)(平成27年4月1日から平成28年4月14日までに行使又は失効した新株予約権(対象者によれば、17個(目的となる株式数225,106株)とのことです。))を除きます。)の目的である対象者株式の数(185,381株)、並びに(iii)平成28年4月13日付で第三者割当増資により発行された対象者株式の数(816,327株)を加算した株式数(4,532,358株)に係る議決権数(45,323個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。